

1. 世田谷区のみどりの現状

平成 23 年の「みどりの資源調査」の結果、緑被率、みどり率ともに 5 年前の調査時よりも減少している。

	平成 18 年	平成 23 年	
・緑被率	24.01%	22.89%	- 1.12 ポイント
・みどり率	25.56%	24.60%	- 0.96 ポイント

みどり率：緑が地表を覆う部分に、公園内で緑に覆われていない区域、河川などの水面を加えた面積が地域全体に占める割合のことをいう。

2. 「世田谷みどり33」の取り組みと課題

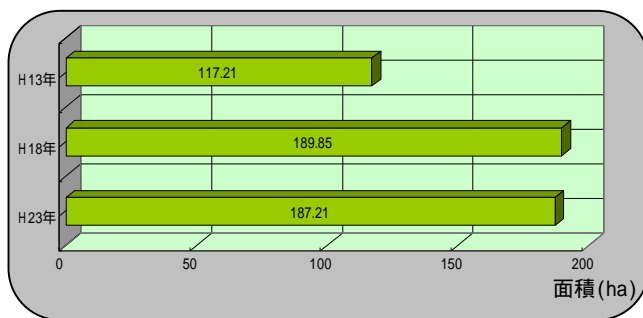
区では、「みどりとみずの基本計画」を策定し、区制 100 周年となる 2032 年（平成 44 年）に区内のみどり率を 33% とする「世田谷みどり 33」を将来目標として定め、様々な施策を推進している。

「みどりの資源調査」では、平成 18 年度から 23 年度にかけて公共用地の緑被率は増加しましたが、民有地では減少しており、民有地のみどりの保全・創出は、「世田谷みどり 33」達成に向けた重要な課題である。

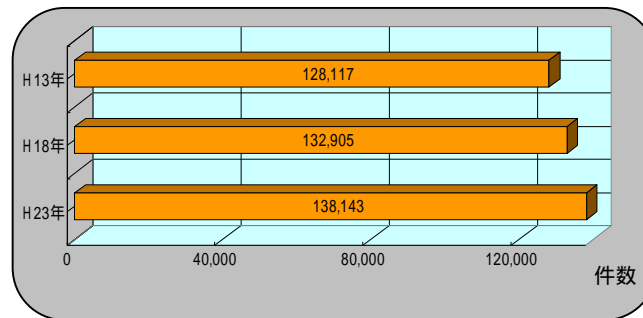
区分	平成 18 年度		平成 23 年度		-
	緑被面積(ha)	割合(%)	緑被面積(ha)	割合(%)	
公共用地	456.91	32.8	471.03	35.4	14.12
民有地	937.51	67.2	858.32	64.6	-79.19
区全体	1394.42	100.0	1329.35	100.0	-65.07

3. 建築等に伴う緑化促進の取り組みと課題

区では、「みどりの計画書制度」及び「緑化地域制度」により、建築等に伴う緑化を促進している。しかし、届出対象外の小規模な宅地は、敷地数の増加とともに緑被面積は減少しており、届出対象外の規模の建築行為の緑化を促すための仕組みづくりが必要である。



250㎡未満の宅地の合計緑被面積の推移
平成 13 年から平成 18 年の増加には、計測精度の向上によるものを含む。



300㎡未満の宅地件数の推移

4. 「みどりの基本条例」の一部改正案

より多くの建築物が緑化基準に沿って緑化することを目指し、みどりの基本条例に定める「みどりの計画書制度」の届出対象を面積 150㎡以上の敷地に拡大する。

現行条例 建築確認を必要とする面積 250㎡以上の敷地又は区域における建築行為等

改正案 建築確認を必要とする面積 150㎡以上の敷地又は区域における建築行為等

ただし、規則で定める敷地を除く。

5. 「みどりの基本条例施行規則」において予定している緑化基準（案）

緑化基準は、緑化計画に自由度がある中木の本数とし、施行規則において規定する。

新たな届出対象の緑化基準（みどりの基本条例施行規則の改正を予定）

面積 \ 建ぺい率	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%
150㎡以上 200㎡未満	中木 4 本		中木 3 本		中木 2 本		
200㎡以上 250㎡未満	中木 7 本		中木 5 本		中木 3 本		

- ・中木とは、植栽時に樹高 1メートル以上2.5メートル未満の樹木をいう。
- ・樹木の位置は、できる限り接道部の近くとするよう努めるものとする。
- ・建ぺい率の適用がない敷地又は区域においては、この表によらず、屋外において可能な緑化を緑化基準とする。
- ・緑化が困難な敷地や建築物については、緑化基準の緩和措置を設ける（詳細は内規による）。

ただし、上記基準を上回る緑化基準を定める地区計画等の地区内の敷地は届出対象から除く。

6. 制度拡充の効果

届出件数の増加 年間約 450 件 → 年間約 1,100 件

樹木植栽本数の増加 年間約 2,500 本 (約 0.95 ha)

- ・毎年一定のみどりが確保され、民有地の緑化が促進される。
- ・2032 年までに約 20ha(世田谷公園の面積の 2.5 倍)を確保(みどり 33 必要量の約 5%)。
- ・樹木の成長により、将来的な緑被面積の増加が期待できる。
- ・道路に沿った植栽により、良好な街並み形成が期待できる。

その他の方策 — みどりの計画書制度対象外敷地への緑化の誘導（案） —

みどりの計画書の届出対象外となる 150㎡未満の敷地については、最低限確保していただきたい樹木本数を誘導基準として定め周知する。区民・事業者の協力を得ながら、みどりを増やす活動を広げることを目指す。

誘導基準案

面積 \ 建ぺい率	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%
100㎡未満	中木 2 本		中木 1		屋外で可能な緑化		
100㎡以上 150㎡未満	中木 3		中木 2		中木 1		

届出制度によらない緑化誘導の効果

- ・緑化面積の底上げし、街のみどりをつなげていくことができる。
- ・自主的な緑化が促進され、「世田谷みどり 33」の目標の共有と推進につながる。